

「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

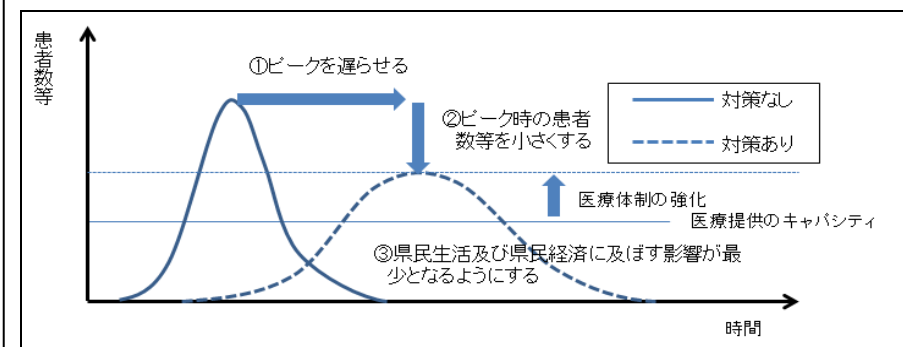
I 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

- 山口県行動計画の作成**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画として、政府行動計画や本県における新型コロナ対応の経験を踏まえ、県行動計画を改定。その際、県感染症予防計画や県保健医療計画との整合性を確保
 [計画期間]：令和7年度～(政府行動計画の見直しと併せ、概ね6年ごとに改定)
- 県行動計画改定の目的**
 - 新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指し対策の充実等を図るため、県行動計画を全面改定
 - 新型コロナ対応での課題「①平時の備えの不足」「②変化する状況への柔軟かつ機動的な対応」「③情報発信」
 - 目指すべき目標「①感染症危機に対応できる平時からの体制作り」「②県民生活及び社会経済活動への影響の軽減」「③基本的人権の尊重」
- 県の感染症危機管理の体制**
 - 健康福祉部及び総務部をはじめとする関係部局との一体的な対応の確保
 - 国や県環境保健センターから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制の整備
 - 保健所を地域における感染症対策の中核的機関、環境保健センターを県における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付け
 - 計画の作成・変更に当たり「山口県感染症対策連携協議会」に意見聴取

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 対策の目的及び基本的な戦略**
 - 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する**
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
 - 流行のピーク時の患者数等を少なくし、医療提供体制への負荷を軽減
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす
 - 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減
 - 県民生活及び県民経済の安定を確保
 - 地域での感染対策等により欠勤者の数を減らす
 - 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持



III 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 実施体制**
 - 平時からの、国、JIHS、市町、関係機関等との情報共有や訓練を通じた連携強化
 - 専門家の意見等も踏まえ実施体制の強化
 - 感染状況に応じた、法に基づく総合調整の実施などによる対策の迅速・的確な実施
- 情報収集・分析**
 - JIHSなどの国の専門機関等との情報連携ネットワークの構築
 - DX推進による迅速・正確な情報収集と専門人材養成による分析能力向上
 - 感染症対策の判断に資する、県民生活や経済活動の状況把握
- サーベイランス**
 - 平時から、サーベイランス実施体制を構築するとともに、感染症有事には、状況に応じた実施体制への移行等を判断
 - 県内感染確認後には、適切な実施体制への移行や、病原体のリスク評価に基づく、柔軟な感染症対策へと切り替え
- 情報提供・共有、**新**リスクコミュニケーション**
 - 平時から、受け取り手の必要としている情報や反応を把握し、県民が適切に判断し・行動できるような双方向コミュニケーション環境の整備
 - 感染症有事における正しい情報の発信や理解促進による、県民のリスク軽減
- 新**水際対策**
 - 県内を所管する広島検疫所・福岡検疫所(各出張所)との日常的な情報共有
 - 関係機関連携による感染症発生に備えた訓練等の実施(山口宇部空港ほか)
 - 感染症発生時、関係機関連携による、国内(県内)への病原体侵入阻止
- まん延防止**
 - 医療提供体制の維持・継続を目的とした、適切なまん延防止対策の実施による感染拡大(スピード・ピーク)の抑制
 - まん延等防止措置や緊急事態宣言時、県民生活及び社会経済活動への影響を勘案した、強度の高い対策実施についての判断
- 新**ワクチン**
 - 平時から、多くの住民を対象としたワクチン接種実施を想定し、市町や医療機関、事業者等との連携によるワクチン供給・接種体制の構築
 - 感染症有事の市町接種体制の支援と、ワクチンに関する最新情報の入手・共有

- 医療**
 - 平時からの協定締結による、感染症有事に迅速に立ち上がり確実に機能する、関係機関連携の医療提供体制の整備
- 新**治療薬・治療法**
 - 平時からの抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄
 - 感染症有事には適切な投薬実施の推進と、新たな治療薬・治療法の普及に向けた国や医療機関との連携
- 新**検査**
 - 平時からの機器整備や協定締結等による、検査能力の確保
 - 感染症有事における感染拡大シナリオに応じた、検査目的や対応の切替(発生初期の封じ込め→ハイリスク者への早期の療養支援)
- 新**保健**
 - 健康危機対処計画等に基づき、平時から体制構築や業務整理を行い、有事には地域対策の中核として必要な対応を適切に実施
- 新**物資**
 - 平時のうちから計画的な備蓄等を推奨し、有事の際に医療機関などの必要な機関に、感染症対策物資が十分行き渡る仕組みを構築
 - 緊急事態宣言下などの状況では、必要に応じて事業者等に、医薬品等の生活物資の売り渡しや、食料品・医薬品等の緊急物資の配送を要請
- 県民生活・県民経済**
 - 平時のうちから、有事での県民生活や経済の安定に向けた事業継続の準備など、必要な対応を周知
 - 緊急事態宣言下などの状況では、必要に応じて事業者等に、生活物資の安定供給や、食料品等の緊急物資の配送を要請

〈参考〉各対策項目の考え方及び取組

13項目ごとに、発生段階、目的、所要の対応の具体的な対策を記載

実施体制	対策項目ごとに次の内容を記載	発生段階
情報収集・分析		【準備期】
サーベイランス		【初期期】
情報提供・共有、リスクコミュニケーション		【対応期】
水際対策		目的
まん延防止		所要の対応
ワクチン		
医療		
治療薬・治療法		
検査		
保健		
物資		
県民生活・県民経済		